

第 3 次新潟市障がい者計画 評価と課題

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。</p> <p>今後は、基幹相談支援センターにおいて、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行うとともに、より専門的な支援が必要な場合には、他の専門相談機関と連携した支援を行い、だれもが安心して相談できる体制を整えます。さらに、当センターでは、地域移行・地域定着に関すること、相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止、差別解消などにも取り組みます。</p> <p>また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置しているピアカウンセラーの積極的な活用や、適切な医療の提供に繋がるよう関係機関との連携に努めます。</p> <p>その中で、家族の状況など障がいのある人を取りまく環境の変化にともなう不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。</p>	<p>○ 市内 4 箇所に基幹相談支援センターを設置し、各センターに障がい児支援コーディネーターを配置することで、障がい児・者及びその家族等からの相談に応じるとともに、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言を行いました。また、平成 28 年 4 月からは共に生きるまちづくり条例に規定する差別相談にも対応しました。</p> <p>○ 各区に障がい者相談員を設置し、身近な地域での相談や情報提供等の支援を行いました。</p> <p>○ 児童相談所では児童福祉法改正等による職員体制の強化に取り組み、増加する多様な相談に対応しました。今後は児童相談の専門機関として、さらに専門性を高めていくことが課題です。今後とも、積極的に研修を実施し、職員の対応能力向上に努めるとともに、各相談機関、関係機関と連携し、充実した相談支援を行うことができるよう取り組みます。</p> <p>○ こころの健康センターでは、「精神科医による専門相談」をはじめ、精神保健福祉相談員や臨床心理士など、多職種による相談事業を実施しました。また、臨床心理士による相談では、夜間の相談も実施しました。</p>
<p>②さらに、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制の確保に努めます。</p>	<p>○ 平成 30 年 4 月に新潟市障がい者夜間休日相談支援事業を開始し、基幹相談支援センター等との連携による 24 時間 365 日の相談支援体制を整備しました。また、本事業では重度障がい者の事前登録によるコーディネート及び緊急時の訪問支援、短期入所事業所との連携による受入支援対応を実施することで、地域生活支援拠点等事業に位置づけました。</p> <p>○ 意思疎通支援事業における、休日や夜間の病気や事故などの緊急時における体制について、派遣依頼可能者の名簿を作成し、警察・消防・医療機関と共有を図り緊急時の体制整備を行いました。</p>

<p>③発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がいなどへの対応については、それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携や支援体制の充実に努めます。</p>	<p>○ 発達障がいへの対応については、新潟市発達障がい者支援センター「JOIN」において総合的な相談支援を行うとともに、平成 29 年 7 月から新潟市発達障がい児者支援地域協議会を設置し、地域の連携や支援力の向上を図りました。</p> <p>○ 難病への対応については、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者とその家族への支援体制の整備を図ることを目的として、平成 28 年に新潟市難病対策地域協議会を設置しました。また、新潟県・新潟市難病相談支援センターを平成 30 年に設置し、相談支援体制の充実に努めました。</p> <p>○ 高次脳機能障がいへの対応については、高次脳機能障がい新潟圏域として県と協力し研修を毎年開催してきました。今後も市民に相談窓口を周知・啓発するとともに、関係者および支援従事者のニーズに応じた研修テーマや方法を取り入れ実施します。</p> <p>○ 強度行動障がいへの対応については、強度行動障がい者（児）支援実地研修を開催し、強度行動障がいのある方に適切な支援を行うことができる職員を育成しました。この研修は、事業開始から 5 年が経過し、約 120 名の修了者がいますが、実際の受入れまではなかなか結び付いていないのが課題であるため、今後は、実際に受け入れる事業所が増えるよう、研修内容の見直し・充実に努めていきます。</p>
<p>④発達障がいへの支援については、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと途切れのない支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、発達障がい支援センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。</p>	<p>○ 新潟市発達障がい者支援センター「JOIN」では、発達障がい者とその家族が安心して暮らせるよう、支援の連携拠点として相談支援等を実施しました。</p> <p>○ 児童発達支援センター「こころん」の発達相談では、必要に応じて障がい福祉サービスの利用に繋げたり、就学後も継続して支援が受けられるよう就学相談会に繋げるなどして、発達障がいのある子と保護者が安心して生活を過ごせるよう市民に寄り添った相談支援に取り組んでいます。</p>
<p>⑤自宅でのひきこもりに対する支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩むご本人や家族支援も含めた訪問支援活動も実施します。また、ひきこもりの実態把握調査等によりひきこもりの現状把握を行い、支援体制の在り方を検討します。</p>	<p>○ ひきこもり相談支援センターでは、年々増加する相談件数に対して、関係機関との連携を広げながら相談支援を行いました。</p>

⑥災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。	○ 福祉避難所の指定を行い、災害時の避難生活において配慮が必要な人の支援体制を確保しました。
⑦これらの相談支援体制を効果的に実施するため、地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。	○ 自立支援協議会全体会、運営事務局会議、区自立支援協議会、相談支援連絡会（各課題に係る検討班）等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築に努めるとともに、困難事例への対応等の協議を行いました。また、地域生活支援拠点等事業に関する研修会を開催し、地域の課題を今後の整備につなげるための協議を行いました。

(2) 在宅サービスの充実

施策の方向性	評価と課題
①必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。	○ 障がい者（児）施設・事業所の整備のための補助を行い、サービス基盤の充実に努めました。しかし、強度行動障がい児者や重症心身障がい児者等が利用できる事業所、行動援護事業所が不足しているため、これらの施設の新規開設をいかにして増やすかが課題です。 ○ 日常生活用具給付事業については、利用者からの要望により平成 30 年度、令和元年度に一部の品目の支給対象者を拡大しました。
②利用者にとって、より質の高いサービスを安定的、継続的に提供するためには、多くの事業者の参入が不可欠であり、今後もサービスの利用状況を踏まえながら、サービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。	○ 入所待機者の早期解消を図るため、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備を進めました。

(3) 経済的な支援

施策の方向性	評価と課題
①障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当の制度に関する情報を提供するなど、制度周知・受給支援に努め、手当の適切な支給を行います。	○ 各種手当の支給により障がい者の経済的支援を行いました。障がい者の生活基盤の安定を図るため、引き続き各種手当を適切に支給するとともに、制度の周知に努めていきます。
②移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。	○ 障がい者の社会参加等の支援を継続するため、各種交通費助成制度の見直しを行い、助成対象者を拡大しました。
③また、障害福祉サービスの利用者負担については、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。	○ 市民税課税世帯の自己負担額の 2 割軽減を引き続き実施し、利用者負担の軽減を図りました。

(4) サービス基盤の充実

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある人が地域で自立して生活していくため、グループホームなどサービス基盤の整備・充実・質の向上に努め、グループホーム体験訓練の場など地域生活への移行を促進する支援策を検討します。</p> <p>増加する特別支援学校卒業生に対応できるよう、生活介護事業所などの施設の充実に努めるとともに、重症心身障がい者や強度行動障がい者が利用できる事業所・行動援護事業所・ショートステイなど特に不足している施設の整備を図ります。</p> <p>また、施設入所待機者の解消に向けた施設整備など継続的に推進していくための検討を行います。</p>	<p>○ 障がい者（児）施設・事業所の整備のための補助を行い、サービス基盤の充実に図りました。しかし、強度行動障がい児者や重症心身障がい児者等が利用できる事業所や行動援護事業所は、依然として不足しているため、強度行動障がい者（児）支援実地研修修了者がいる施設・事業所に対して、施設の新規開設を働きかけていきます。</p> <p>○ 施設入所待機者の早期解消を図るため、施設整備の補助対象施設の選定においては、重度障がい者の受入れや施設入所者の地域移行を促進する取組を優先し、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備を進めました。また、重度障がい者を受け入れた場合の補助を厚くすることで受入れが進むよう、グループホーム運営費補助金の制度を見直しました。</p>
<p>②精神障がいのある人の円滑な地域移行・地域定着に向けて、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」において、地域移行の推進に向けた支援の在り方について検討します。また、行政機関、精神科病院、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げを図ります。</p>	<p>○ 「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」で毎年、研修会等の企画運営を行い、関係職員の人材育成及び職種の垣根を超えた連携の強化を図りました。令和2年度からは、当連絡会を拡充し、当事者と家族を委員に加え、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための保健・医療・福祉関係者による協議の場として「精神障がい者の地域生活を考える会」を設置します。</p>

(5) 地域生活を支える人づくり

施策の方向性	評価と課題
<p>① 障がいのある人やその家族による当事者活動の支援を行い、地域社会での共助の仕組みづくりを図っていきます。</p>	<p>○ 依存症の問題は、多様かつ複雑であり、当事者の他、家族からの相談も多いことから、家族会（アルコール、ギャンブル、薬物）の情報を提供し支援を行っています。また、依存症の家族教室や当事者の集団認知療法の実施においても、自助グループから協力いただき、「新潟市版スマーブ」を実施します。</p> <p>※集団認知療法（新潟市版スマーブ）：アルコール・薬物・ギャンブル等の回復プログラム</p>
<p>② 今後も社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやNPO法人などの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動を支援するとともに、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。</p>	<p>○ ボランティア育成に取り組む団体に対して、講師派遣を行いました。また、精神保健福祉に従事する庁内外の関係機関の支援者を対象に、精神保健福祉業務に必要な知識を習得とスキルアップを目的に、社会状況の変化やニーズに合わせて研修を実施しました。</p>

(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、動物と触れ合うなど様々な取組みを検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。</p> <p>平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無に関わらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組みを推進していきます。</p>	<p>○ 市職員や文化芸術関係者を対象に、バリア（障がい）の意識化とアクセシビリティの向上など、共生社会の形成に向けた基礎的な考え方や活動方法を学ぶ勉強会を開催し、障がいのある人の社会参加を促進するための取組みを推進しました。また、社会包摂をテーマとした演劇ワークショップのほか、障がいのある人の作品展示や障がい者とともに音楽を通じたワークショップを行うなど、障がいのある人とない人が交流し、協働する機会を創出しました。</p> <p>○ 障がい者大運動会では、平成30年度開催から会場を屋内から屋外へと変更したことで、気象条件に左右されず、親睦と友情の輪を広める機会を創出することができました。</p> <p>○ 「新潟県障害者スポーツ大会」、「スポーツ教室」を開催（県と共催）し、障がい者の社会参加及び健康づくりを推進しました。</p>
<p>②障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図り、スポーツを競技として楽しむために、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、パラリンピックやスペシャルオリンピックを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。</p>	<p>○ 全国障害者スポーツ大会へ出場する選手の練習会、支援者へ向けた障がい特性に応じたスポーツ技術等の講習会を開催し、育成の強化を図りました。</p>
<p>③さらに、日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実したものにするための支援を行います。</p>	<p>○ リフト付き福祉バス等を運行し、障がいのある人への社会参加促進を図りました。新型コロナウイルス感染拡大防止と、福祉バス運行の両立を図るため、令和2年3月より運航休止していましたが、「新しい生活様式」を実践しながら安全に福祉バスをご利用いただくために「福祉バスの利用に関するガイドライン」を作成し、同年6月より運行を再開しました。</p>

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある人が言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。</p>	<p>○ 手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、障がい者の意思疎通のための支援を行い、社会参加を促進しました。また、全8区役所の健康福祉課に手話のできる窓口相談員を引き続き設置し、各種手続き等が円滑に進むよう支援を行いました。</p> <p>○ 「福祉のしおり」の冊子版・音声版を作成し、区役所等の窓口で配布しました。市ホームページに掲載し、各種障がい福祉制度・サービスについて情報提供を行いました。</p> <p>○ 広報テレビの手話放送（年2回）や、市報にいがたの点字版・音声版（年24回）を発行、市長記者会見への手話通訳者の配置など、聴覚障がい者や視覚障がい者の情報取得や利用のための手段を確保しました。</p>
<p>②コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人に対して、手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣や養成を行い、地域で障がいのある人を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図っていきます。</p>	<p>○ 手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座のほか現任者向けの講座を開催し、登録通訳者の技術向上を図りました。課題として、派遣件数の多い平日の日中（個人の医療機関への受診）に派遣できる手話通訳者及び要約筆記者等が不足しているため、引き続き養成講座を実施し、意思疎通支援者の育成・確保に努めます。</p>
<p>③また、インターネット、携帯電話などのITを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。</p>	<p>○ 障がい者ITサポートセンターでは、IT機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、階層型支援モデルの構築に向け特別支援学校・医療関係者向けの研修を実施するなどし、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行いました。</p>
<p>④市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある方や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。</p>	<p>○ 障がいや年齢等に関係なく、全ての人々が情報にアクセスできるように、音声読み上げ対応や、文字の大きさの配慮など、利用しやすいホームページ作りを行いました。</p>

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

施策の方向性	評価と課題
<p>①今後は、さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制の充実に努めます。</p> <p>また、生活習慣病等の健康診査の周知・充実に努めます。</p>	<p>○ 市内4箇所に設置している基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、障がい児に関する専門的相談体制の充実に努めました。</p> <p>○ 乳幼児健康診査等（乳児、1歳6ヶ月児、3歳児）を継続して実施し、子育てやことばの発達、食生活等の助言及び歯科保健指導などを実施しました。</p> <p>○ 生活習慣病の予防のため、健診の周知を図るとともに、療養上の保健指導が必要な人に対しては訪問による指導を行い疾病の重症化の予防を図りました。</p>
<p>②学齢期における精神疾患の支援について教育機関を中心に関係機関と連携し、効果的な対応について検討します。</p>	<p>○ 平成29年度から教育委員会とこころの健康センターが連携して、教職員を対象にゲートキーパー研修会を開催しました。</p>
<p>③児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、身近な支援の場である各区の療育事業を展開します。</p>	<p>○ 身近な場所で療育が受けられるよう全区で療育教室を実施しました。</p>
<p>④児童発達支援センター「ひしのみ園」と「幼児ことばとこころの相談センター」の機能を一元化し専門機能を強化させた、療育事業の中核的機関として（仮称）児童発達支援センター「こころん」を設置し、ことばや発達に遅れのみられる子への相談支援、早期療育を行います。</p>	<p>○ 児童発達支援センター「こころん」を設置し、通所支援や発達相談、地域支援などの業務を集約し療育支援体制の整備を図りました。それぞれの業務が専門性を高め連携することで、本市の中核的な支援機関としての役割を担い、ことばや発達に遅れのみられる子への支援体制の充実に努めました。</p>

(2) 医療およびリハビリテーションの充実

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。</p>	<p>○ 各種医療費助成を実施し、制度の周知に努めました。</p>
<p>②障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられるよう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。</p>	<p>○ 口腔保健福祉センターを運営し、休日の急患歯科診療を実施するとともに、一般の歯科診療所で治療が困難な障がい者や高齢者を対象とした歯科診療等を実施しました。</p>

③適切なリハビリテーションが提供できる体制の整備を図り、障がいのある人の地域社会への参加・参画を支援します。	○ 医療や介護保険のリハビリテーションが充実し、必要なサービスが受けられるようになりました。
④また、様々な脳疾患により高次脳機能障がい有する人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。	○ 高次脳機能障がい新潟圏域として県と協力し、研修の開催や相談窓口の周知・啓発を行いました。

(3) 精神保健と医療施策の推進

施策の方向性	評価と課題
①市民にとってもっとも身近な窓口である区役所と、精神保健福祉に関する総合的技術センターであるこころの健康センターの連携を軸とし、精神科医療機関や障害福祉サービス事業所等を含めた実効性のある連携体制を構築します。また、複雑多様化する精神疾患に対応するために、関係職員を対象とした専門的な研修を実施します。	○ 関係機関が抱える複雑困難な事例については、カンファレンスに参加するなどして、相談援助者や関係機関とともに支援の方向性について検討・技術支援を行いました。また、各区の支援者および関係機関等からの要請に応じ、ケースカンファレンスへ参加し、精神疾患を持つ当事者やその家族へのアプローチについて助言し、関係者間で支援の方向性、役割分担について助言するなど支援しました。
②自殺対策としては、新潟市自殺総合対策行動計画に基づいて、引き続きセーフティネットの構築に努めるとともに、自殺未遂者などハイリスク者の支援を強化します。	○ 専門相談員を配置し、自殺未遂者本人及び家族等に対して、再企図防止のため面談や訪問等で相談支援を行いました。また、関係機関に対して自殺対策に関する周知を行いました。
③医療については、新潟市医療計画に基づき、新たな長期入院者を生まない体制づくりに向けての取り組みを推進します。また、精神科救急情報センターの機能を強化するとともに、平日日中の救急体制や、精神科病院と精神科診療所の協力体制について検討します。身体合併症に対応できるよう、精神科医療機関と一般医療機関の連携体制の構築を図ります。	○ 新潟県と共同で精神科救急情報センター及び24時間365日開設する精神医療相談窓口を運営・周知し、円滑な精神科救急医療体制の確保に努めたとともに、関係部署と共催で精神科医療機関と一般医療機関の連携体制の構築に向けたシンポジウムを開催しました。
④依存症などの専門医療については、医療だけでなく保健及び福祉サービスとの連携により、総合的な医療提供体制の強化を図ります。	○ 薬物依存症者が、薬物使用の問題性や依存についての理解を深め、再発を予防するための具体的な方法の取得を目的として、「薬物依存治療・回復プログラム」を新潟県精神保健福祉センターと共催にて開催しました。

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、発達障がい支援センター、(仮称)児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実を図ります。</p>	<p>○ 市内4箇所に設置している基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、障がい児に関する専門的相談体制の充実を図りました。</p> <p>○ 身近な場所で療育が受けられるよう全区で療育教室を実施しました。また、保育所等の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーターを養成するなど、療育体制の整備・充実を図りました。</p> <p>○ 児童発達支援センター「こころん」では巡回支援専門員を保育所等へ派遣し、身近な園での支援力向上を図りました。また、保育所等訪問支援事業を開始し身近な地域の保育所等で専門的な療育を提供する環境を整えました。</p>
<p>②また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援に繋がる取組みの充実に努めます。</p>	<p>○ 発達障がいを持つ子どもや家族の支援に関わる方を対象に、ペアレントトレーニングを実施するための技術習得を目的とした講習会を企画し、ペアレントメンターによる座談会を開催しました。</p>
<p>③市内保育所における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による保育所職員の資質向上や保育所への専門相談員の派遣などにより療育体制の充実を図ります。</p>	<p>○ 市内保育所等における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めました。</p> <p>○ 児童発達支援センター「こころん」では、発達支援コーディネーターの資質向上を目的にスキルアップ研修を行うとともに、発達支援コーディネーターと積極的に連携し保育所等での支援体制の充実を図りました。</p>
<p>④また、市内すべての保育所で障がいのある子どもの受け入れ体制を整備しています。</p>	<p>○ 全ての保育所等で障がいのある子どもの受け入れを行うとともに、個別の配慮を行いながら保育を実施しました。</p>

(2) 学校教育の充実

施策の方向性	評価と課題
<p>①個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。</p>	<p>○ 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に対するニーズは依然として増加傾向であり、教育委員会で受け入れ体制の整備を進めました。また、個々の児童生徒の実態を丁寧に把握し、児童生徒のニーズに応じた合理的配慮の提供に努めました。</p>
<p>②通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気づきや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。</p>	<p>○ 各校の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会において、各校の現状やニーズを把握しながら機能の充実を図りました。</p>
<p>③さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として介助員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。</p>	<p>○ 特別支援教育支援員については、基準による配置のほか、児童生徒の場外の状況等に応じて加配の支援員を配置しました。</p>
<p>④個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。</p>	<p>○ 個別の指導計画は、特別支援学級は 100%作成しているが、通常の学級において配慮を要する児童生徒については、十分とは言えない状況です。</p>
<p>⑤就学や進学および就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。</p>	<p>○ 就学相談会や進路希望調査の実施により、進学や就労などのニーズをつかみ、希望の実現に向けて、年間を通して就学相談や進路相談、情報提供を行いました。</p>
<p>⑥今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。</p>	<p>○ 就学のための支援ツールとして「個別の教育支援計画」等の作成や個別の支援等に役立てるため、就学ガイダンスや就学相談会を通じて、保護者に「入学支援ファイル」の作成・活用を働き掛けました。</p>
<p>⑦また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターで開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。</p>	<p>○ 学校支援課、総合教育センター、特別支援教育サポートセンターで連携し、特別支援教育に関する今日的課題について研修を行いました。また、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等受講者のニーズに応じた職位別研修を実施し、全校体制で特別支援教育を推進しました。</p>

(3) 放課後活動の充実

施策の方向性	評価と課題
①放課後等デイサービスなどの放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。	○ 放課後等デイサービス事業を継続して実施しました。
②また、福祉施設などにおける日中一時支援事業、ひまわりクラブでの障がい児の受け入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実に図ります。	○ 日中一時支援事業を継続して実施しました。

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

施策の方向性	評価と課題
<p>①新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。</p>	<p>○ 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と密に連携をとりながら、市内全体の障がい者の就職者数増加を図りました。</p> <p>○ 令和元年度から「こあサポート」の就業支援員を増員し、在宅支援等、これまで支援が届きにくかった分野へのアプローチを行うことができました。</p>
<p>②障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させると共に、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。</p>	<p>○ 事業所向けに勉強会やセミナーを開催し、支援体制の向上を図りました。あわせて、事業所の開設支援も行いました。また、職業アドバイザーの配置により、積極的な実習受け入れや、各種冊子の発行を行いました。</p>
<p>③職場の定着支援については、障がい者雇用奨励助成金を引き続き支給すると共に、H26年2月に結成した「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち、」とも連携し、障がいのある人の雇用に積極的に取組む企業への支援も実施していきます。</p>	<p>○ 市の障がい者雇用奨励助成金事業は、国の助成金事業の改正（助成期間の延長）に伴い、平成27年をもって新規交付を廃止しましたが、関係機関と連携し、各種助成制度について企業に周知を行いました。</p> <p>○ 新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち、については、加入団体数が大幅に増加していますが、近年はセミナーや見学会の参加者が低調となっていることが課題です。ネットワークとしての機能を強化するため、市と企業担当者による双方向の情報発信に努めます。</p>
<p>④また、本市が農業分野において国家戦略特区に指定されたことを踏まえ、農業など地域特性を生かした職域の拡大を図ります。</p>	<p>○ 施設外就農の取り組みが進み、農家と障がい者（事業所）との相互理解が進みました。農家と障がい福祉事業所の連携件数が多くなっている一方で、障がい者の就農件数はほとんど実績がないため、農家の労働力不足に対して、障がい者が通年で活躍するための作業の切り出しが課題です。</p>

(2) 福祉施設等への就労の支援

施策の方向性	評価と課題
<p>①今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。</p>	<p>○ 福祉施設の授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用し、授産製品のPR や、販路拡大を図りました。まちなかほっとショップの加盟事業所以外にも、授産製品の製造や、業務受注を行っている事業所は多数あり、独自の事業所間ネットワークが構築されています。全体の底上げを図るためにも、こうしたネットワーク間の連携について検討する必要があります。</p>
<p>②また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出に繋がるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。</p>	<p>○ 農福連携セミナーを実施し、企業が取り組む農福連携の事例を紹介しました。また、農福連携に取り組んでいる農家の事例集を作成し、周知しました。</p>
<p>③「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。</p>	<p>○ 障がい者多数雇用事業者からの物品調達は事務用品や清掃・施設管理業務等で増加しており、着実に成果を上げています。</p>

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。</p>	<p>○ 計画した市営住宅について、ユニバーサルデザインに配慮し整備しました。また、空き家活用リフォーム推進事業により、自ら居住するために行う空き家の改修を支援し、居住環境の向上を進めました。</p>
<p>②また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。</p>	<p>「福祉のしおり」、「新潟市すまいの融資・助成制度の概要」等により、各種助成制度を周知しました。</p>

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

施策の方向性	評価と課題
<p>①従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。</p>	<p>○ 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく信号機整備事業において、公共施設等の周辺の信号機に視覚障がい者用付加装置等を整備しました。</p> <p>○ バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、駅のバリアフリー化に併せて駅前広場の整備を推進しました。</p> <p>○ 鉄道駅においてはエレベーターや多機能トイレなどの整備を支援し、バス利用環境においては区バスに小型ノンステップバス車両を導入することで、バリアフリー化を推進しました。また、道路や公共施設のバリアフリー化を呼びかけ、実施された事業について広報活動を行いました。</p>

(3) 防災対策および災害時支援体制の整備

施策の方向性	評価と課題
<p>①高齢者や障がいのある人、難病患者等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるように、災害時要援護者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。</p> <p>これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域で互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による要援護者避難支援計画の作成を支援します。</p>	<p>○ 避難行動要支援者名簿（旧災害時要援護者名簿）について関係者に周知をはかるとともに、制度に基づき作成した要支援者名簿（年2回更新）を地域に提供し、地域で共に助け合う避難行動要支援者避難支援体制の強化を図りました。</p> <p>また、防災担当課や各区との対策会議を開催し、避難行動要支援者避難支援体制の情報共有を図りました。</p>
<p>②また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。</p>	<p>○ 避難勧告等の緊急を要する災害関連情報について、事前登録してある施設や当事者に対してI F A XやEメールにより伝達しました。また、避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴い、避難情報を5段階の警戒レベルにより配信し、情報の受け手側が情報の意味を直観的に理解しやすいものへ改善を行いました。</p>
<p>③大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人が安心して避難生活を続けられるよう、障がいの特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。</p>	<p>○ 各区に1か所ずつ福祉避難所の指定を行い、災害時の避難生活において配慮が必要な人の支援体制を確保しました。</p>

(4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

施策の方向性	評価と課題
<p>①グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人及び家族に対する犯罪被害や消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。</p>	<p>○ 「市政さわやかトーク宅配便」や学校等へ「出前講座」を実施し、消費者トラブルの防止を図りました。</p>
<p>②契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。</p>	<p>○ 消費生活センターでは講座の開催など制度の啓発を図ったほか、必要に応じて、相談者へ制度利用を助言しました。</p> <p>○ 日常生活自立支援事業関係機関連絡会議に出席し、行政、公益団体、民間団体等と成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用などについて、意見交換、情報の共有をおこないました。</p>
<p>③犯罪被害や消費者被害の防止に当たっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、犯罪事例や障がいのある人を対象にした被害事例を提供します。</p>	<p>○ 「市政さわやかトーク宅配便」で防犯講習会を実施し、地域住民の防犯意識の高揚を図りました。</p>

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

施策の方向性	評価と課題
<p>①現在、本市では、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的とした「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の制定に向け検討を重ねています。</p> <p>この条例では、障がいを理由とした差別解消の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民への理解を深める周知啓発・研修を実施することや条例推進会議の設置、事後対応策として相談・紛争解決機関の設置などを定めています。これらの取組みを推進することで、障がいを理由とした差別の解消等を図り、共生社会を実現していきます。</p>	<p>○ 障がい等を理由とした差別の解消等を図るとともに、共生社会の実現を目的とした「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成28年4月1日に施行し、条例の周知啓発や研修の実施、条例推進会議の設置などを行いました。</p>

(2) 権利擁護の推進

施策の方向性	評価と課題
<p>①「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する差別等に速やかに対応します。</p>	<p>○ 差別相談専門の窓口である障がい福祉課や基幹相談支援センターにおいて、差別相談や解決に向けた話し合い、調整を実施しました。</p>
<p>②障がいのある人や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成していますが、必要とする方が円滑に利用できるよう、制度の普及に努めます。</p>	<p>○ 新潟市成年後見支援センターにおいて成年後見に係る相談を受けるとともに、成年後見制度利用支援事業に取り組みました。</p>
<p>③また、障がい者虐待防止センターを始めとする虐待防止事業に取り組みます。</p>	<p>○ 新潟市障がい者虐待防止センターを運営し、待事例に対して速やかに対応するとともに、障がい者虐待の防止のための啓発活動に取り組みました。</p>

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

施策の方向性	評価と課題
<p>①障がいのある人を対象に行った計画策定に係るアンケート調査では「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の認知度は、非常に低い結果となっています。今後はより一層の周知・普及を図り、各種障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取組みを行います。</p> <p>市民への啓発事業として「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、障がいや障がいのある人への関心や理解を深めるイベントを実施しています。</p>	<p>○ 条例に対する認知度を高めるため、公共空間での障がい者アートの掲示や、様々なイベントでのPR活動等により、条例の周知啓発に努めました。また、市職員や障がい福祉事業所等に対して、障がいを理由とした差別を行わないよう研修会を実施しました。</p>
<p>②学校教育においても、副読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がいのある人に対する理解が深まるよう引き続き啓発を行っていきます。</p>	<p>○ 市内の小・中学校において高い活用率を実現し、障がいや障がいのある人に対する理解促進に取り組みました。</p>
<p>③啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。</p>	<p>○ 道路や公共施設のバリアフリー化を呼びかけ、小型ノンステップバスの導入など、バリアフリー化を実施した事業について広報活動を行いました。</p>

(4) 福祉教育の推進

施策の方向性	評価と課題
<p>①学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などがともに連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学びあう機会を増やしていきます。</p> <p>小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場や居住地校交流の場を設けるなど、交流及び共同学習の推進に努めます。</p> <p>障がいや障がいのある子ども・障がいのある人の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある方を招いて話を聞く、実際に体験(点字や手話、車いす等)をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。</p> <p>また、福祉に関する理念や現状などを、分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し、配布します。授業での活用により、今後も学校での啓発に努めます。</p>	<p>○ 小・中学校においては、校内特別支援学級及び市内特別支援学校児童生徒との「交流及び共同学習」に取り組みました。また、校区に住所のある小・中学校在籍児童生徒との「居住地校交流」にも取り組みました。</p> <p>○ 「総合的な学習の時間」などを活用し、障がいのある方の講話や車いす体験、障がいの疑似体験などを取り入れ、障がいや障がいのある方に対する理解を深めました。</p> <p>○ 教育委員会作成の「福祉読本」を活用し、障がいのある子どもや障がいのある人、高齢者について理解を深めたほか、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について学習しました。</p>

(5) ボランティア活動の支援・推進

施策の方向性	評価と課題
<p>①ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。また、ボランティアに関心のある市民が、継続してボランティア活動に参加できる仕組みを検討していきます。</p>	<p>○ 障がい者を支えるボランティア活動を推進する人材育成のため、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳の講習会を開催しました。</p> <p>○ ボランティア育成に取り組む団体に対して、講師派遣等の支援を行いました。</p>